様式１別紙（第５条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　平内町あおもり移住支援事業における地方就職支援金に関する報告及び立入調査について、青森県及び平内町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、平内町あおもり移住支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に平内町に転入しなかった場合：全額

（４）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に平内町から転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に平内町から転出した場合：半額

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平内町あおもり移住支援事業における地方就職支援金に係る個人情報の取扱い

　青森県及び平内町は、平内町あおもり移住支援事業における地方就職支援金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、青森県及び平内町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。